

議案第四十三号

中央区保育の提供等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出します。

令和七年六月二十四日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区保育の提供等に関する条例の一部を改正する条例

中央区保育の提供等に関する条例（昭和六十二年三月中央区条例第十号）の一部を次のように改正する。
第三条中「区長は、法」を「法」に、「は、児童の年齢、保育必要量、世帯の負担能力等に応じて月額六万四千円を超えない範囲内において区規則で定める額（以下「保育料」という。）を」「区長が」に改め、「から」の下に「保育料として」を、「徴収する」の下に「額は、零とする」を加える。

第四条の二第二項中「区長は、特例入所児童」を「特例入所児童」に、「は、区規則で定める額（以下「幼児教育保育料」という。）を」「区長が」に改め、「から」の下に「幼児教育保育料として」を、「徴収する」の下に「額は、零とする」を加える。

第四条の三を削る。

第五条の見出し中「保育料等」を「延長保育料等」に改め、同条第一項中「保育料若しくは」を削り、「減額し、又は副食費を免除する」を「減額する」に改め、同条第二項中「幼児教育保育料又は」を削る。
第六条第一項中「保育料、第四条第一号」を「第四条第一号」に改め、「、幼児教育保育料及び副食費」を削る。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和七年九月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中央区保育の提供等に関する条例第三条、第四条の二第二項、第五条及び第六条第一項の規定は、令和七年九月以後の月分の保育料及び幼児教育保育料について適用する。

（説 明）

第一子の保育料を無償化するほか、規定を整備するため、この条例案を提出します。